

現大綱におけるエネルギー起源 CO₂ に関する業務部門の対策の進捗状況について (暫定評価)

現行の地球温暖化対策推進大綱に掲げられている業務部門の各対策について、現在の進捗状況及び今後の見通しを概観した。

なお、この資料の数値を含む記述内容は、現時点において入手可能であった資料やデータに基づき検討した暫定的なものであり、今後、さらに新しい資料やデータなどを踏まえて変わり得る性格のものであることに特に注意を払う必要がある。

1. 機器の効率改善対策

	※家庭部門と合わせた対策効果
①機器の効率改善（以下の2対策の合計）	(3,330 万 t-CO ₂ , 660 万 kL)
○機器の効率改善の強化措置	(3,040 万 t-CO ₂ , 540 万 kL)
○トップランナー適用機器の拡大	(290 万 t-CO ₂ , 120 万 kL)

<対応する主な施策>

- ・1998年省エネ法改正により、OA機器・家電に対しトップランナー基準を導入
(エアコン、TV、VTR、蛍光灯器具、複写機、電子計算機、磁気ディスク装置、電気冷蔵庫／電気冷凍庫)
- ・従来対象となっていなかった機器をトップランナー機器として拡大・追加
(ストーブ、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器、電気便座、物品自動販売機、変圧器)

業務部門に係る主な機器のトップランナー基準値

機器	単位	省エネ効果	目標年度	基準年度*
蛍光灯器具	光束/W	約 17%	2005	1997
複写機	Wh**	約 30%	2006	1997
電子計算機	W/MTOPS	約 83%	2005	1997
		約 69%	2007	2001
磁気ディスク	W/GB	約 78%	2005	1997
		約 71%	2007	2001
物品自動販売機	kWh/年	約 34%	2005	2000

機器	単位	省エネ効果	目標年度	基準年度*
変圧器（油入）	全損失 W	約 30%	2006	2000
変圧器（モールド）	全損失 W	約 30%	2007	2000

* 基準年度：産業構造審議会総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会（13年度）資料より

** 電源入力時を考慮した指標

<現在までの対策の進捗状況>

- ・2003年度において、蛍光灯器具についてはすでに概ね100%が基準を達成している。（「省エネ性能カタログ 家庭用 2003年夏」省エネルギーセンター）。

<今後の見通し>

- ・規制による裏付けのある対策であり、目標年次までに順調に基準の達成が図られると考えられる。
- ・OA機器については、機器代替のサイクルが短いため、代替によるストックの性能向上が比較的速やかに行われると見込まれる。

②技術開発及びその成果の普及（高効率照明） (180 万 t-CO₂, 50 万 KL)

＜対応する主な施策＞

- ・ 高効率照明等の技術開発に対して支援を実施

＜現在までの対策の進捗状況＞

- ・ LED（発光ダイオード）照明等の高効率照明は、2007 年度からの普及が想定されており、現時点では普及の進捗はない。

＜今後の見通し＞

- ・ 大綱に示される省エネ効果を実現するためには、2010 年時点で、白熱灯・蛍光灯のストックに対し 10%以上が LED 等の高効率照明に切り替わる必要がある。
- ・ 普及開始からのリードタイムが短い中、急速な普及を図るためには、価格等の面で高い競争力を持つ必要がある。
- ・ 各方面で LED を利用した照明器具への関心が高まっており、当初より導入開始が早まる可能性もある。

2. 住宅・建築物の省エネ性能の向上

○建築物（非住宅）の省エネ性能の向上（3,560万 t-CO₂の内数, 560万 kL）

<対応する主な施策>

- ・省エネ法に基づき建築主に対し努力義務。建築主の判断の基準を定め公表（平成11年3月に改正・強化）
- ・特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出の義務づけ（省エネ法の改正）
- ・日本政策投資銀行の融資、税制等による誘導

<現在までの対策の進捗状況>

- ・2006年度までに現行基準を新築建築物（床面積2000m²以上）の8割が達成することを目標としている。
- ・非住宅の建築物（事業場等）については、省エネ法の各基準への適合状況を把握したデータが入手できないため、これまでの進捗状況は不明である。
- ・省エネ法に基づく特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出が義務づけられているが、この届出状況データは、現時点において入手できていない。
- ・日本政策投資銀行により、省エネルギー措置を講じた建築物等に対し、低利融資が行われている（エコビル整備事業、建築物省エネルギー推進事業）が、エコビル整備事業の対象は省エネのみならず屋上緑化や節水を含む内容であり、必ずしも省エネ基準との関係は明確でない。また、建築物省エネルギー推進事業については、現在まで融資実績がない。

<今後の見通し>

- ・建築物の省エネ基準は規制基準ではなく、建築物新築の際の省エネルギー仕様の決定は、建築主に委ねられている。
- ・現時点での省エネ基準への適合状況データが入手できないため、現在、事業者の自主的取組により進められている建築物の省エネ化の進捗状況は評価できない状況にある。
- ・このため、将来の建築物の省エネ化の見通しを定量的に評価することはできず、新築建築物の8割が現行省エネ基準を達成するという大綱の目標の実現可能性は、現在得られる情報からは不透明である。

3. エネルギー需要マネジメントの強化

○業務用需要におけるエネルギーマネジメントの推進（770万 t-CO₂, 160万 kl）

<対応する主な施策>

- ・省エネ法の改正により、大規模オフィスビル等についても、大規模工場に準ずるエネルギー管理の仕組みを導入
- ・業務用エネルギーマネジメントシステム（BEMS）の普及促進のための補助制度を創設
- ・ESCO（Energy Service Company）の一層の活用に向けて、補助制度・低利融資制度等の支援策を講じていく

<現在までの対策の進捗状況>

- ・メーカーヒアリングによれば、2001年は約600件、2002年は約860件の導入実績あり。
- ・ビルの省エネルギー診断事業として、2002年度には189社、約2.3万kl（提案量ベース）の効果を上げている（経済産業省・平成16年度事前評価書「省エネ設備・機器の導入支援」による）。
- ・BEMSの導入に係る経費のNEDOによる一部補助の採択実績は、2002年度は81件・省エネ効果約14,400kl、2003年度は112件・省エネ効果約13,000klとなっている。

<今後の見通し>

- ・大綱では、2010年度に業務床面積の約30%への普及を想定している。この目標に達するためには、今後、年間3,000件以上の導入を図る必要があり、さらに普及を加速させる必要がある。